

預金商品説明書

平成24年 7月 5日現在

商 品 名 (愛 称)	変動金利定期預金[複利型] (11)
----------------	--------------------

ご利用いただける方	・ 個人の方												
お預入れ期間	・ 3 年 ・ 預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。												
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・ 一括預入 ・ 1 0 0 円以上 ・ 1 円単位												
払戻方法	・ 満期日以後に一括してお支払いします。												
利 息 (1) 適用金利	・ 変動金利 ・ 預入後 6 ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、以後は預入日の 6 ヶ月毎の応当日に金額段階別の定期預金(スーパー定期、スーパー定期 3 0 0、大口定期)の 6 ヶ月ものを指標金利として、当金庫所定の利率(上乗せ利率)を加える方式により算出します。(上乗せ利率は預入日に決定し、満期日まで一定となります。)												
	<table><tr><td>預入金額</td><td>指標金利</td><td>上乗せ利率</td></tr><tr><td>300万円未満</td><td>スーパー定期(6 ヶ月もの)の店頭表示利率</td><td>当金庫所定の利率</td></tr><tr><td>300万円以上</td><td>スーパー定期 3 0 0 (6 ヶ月もの)の店頭表示利率</td><td>当金庫所定の利率</td></tr><tr><td>1000万円以上</td><td>大口定期(6 ヶ月もの)の店頭表示利率</td><td>当金庫所定の利率</td></tr></table>	預入金額	指標金利	上乗せ利率	300万円未満	スーパー定期(6 ヶ月もの)の店頭表示利率	当金庫所定の利率	300万円以上	スーパー定期 3 0 0 (6 ヶ月もの)の店頭表示利率	当金庫所定の利率	1000万円以上	大口定期(6 ヶ月もの)の店頭表示利率	当金庫所定の利率
預入金額	指標金利	上乗せ利率											
300万円未満	スーパー定期(6 ヶ月もの)の店頭表示利率	当金庫所定の利率											
300万円以上	スーパー定期 3 0 0 (6 ヶ月もの)の店頭表示利率	当金庫所定の利率											
1000万円以上	大口定期(6 ヶ月もの)の店頭表示利率	当金庫所定の利率											
(2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を 1 円とし、1 年を 3 6 5 日とする日割計算で 6 ヶ月毎の複利計算とします。												
税 金	・ 利息には 2 0 % (国税 1 5 %、地方税 5 %)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成 2 5 年 1 月 1 日から平成 4 9 年 1 2 月 3 1 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、2 0 . 3 1 5 % (国税 1 5 . 3 1 5 %、地方税 5 %)の税金がかかります。												
手 数 料	・ 不要です。												
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0 . 5 %上乗せした利率) ・ マル優のお取扱いができます。												
中途解約時の取扱方法	・ 満期日前に解約する場合は、別表（「定期預金の中途解約利率一覧」表)の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により、6 ヶ月毎の複利計算した中途解約利息をお支払いします。												
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。												
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9 時～17 時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。												
その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計 1 , 0 0 0 万円までとその利息が保護されます。												

萩山口信用金庫

預金商品説明書

平成24年 7月 5日現在

商 品 名	変動金利定期預金[単利型]（10）
-------	-------------------

ご利用いただける方	・ 法人および個人の方														
お預入れ期間	・ 定型方式 … 1年、2年、3年 ・ 満期日指定方式 … 1年超3年未満 ・ 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。														
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 100円以上 ・ 1円単位														
払戻方法	・ 満期日以後に一括してお支払いします。														
利 息 (1) 適用金利	・ 変動金利 ・ 預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、以後は預入日の6ヵ月毎の応当日に金額段階別の定期預金(スーパー定期、スーパー定期300、大口定期)の6ヵ月ものを指標金利として、預入期間に応じた当金庫所定の利率(上乗せ利率)を加える方式により算出します。(上乗せ利率は預入日に決定し、満期日まで一定となります。) <table><tr><th>預入金額</th><th>指標金利</th><th>上乗せ利率</th></tr><tr><td>300万円未満</td><td>スーパー定期(6ヵ月もの)の店頭表示利率</td><td>預入期間に応じた当金庫所定の利率</td></tr><tr><td>300万円以上</td><td>スーパー定期300(6ヵ月もの)の店頭表示利率</td><td>預入期間に応じた当金庫所定の利率</td></tr><tr><td>1000万円以上</td><td>大口定期(6ヵ月もの)の店頭表示利率</td><td>預入期間に応じた当金庫所定の利率</td></tr></table>			預入金額	指標金利	上乗せ利率	300万円未満	スーパー定期(6ヵ月もの)の店頭表示利率	預入期間に応じた当金庫所定の利率	300万円以上	スーパー定期300(6ヵ月もの)の店頭表示利率	預入期間に応じた当金庫所定の利率	1000万円以上	大口定期(6ヵ月もの)の店頭表示利率	預入期間に応じた当金庫所定の利率
預入金額	指標金利	上乗せ利率													
300万円未満	スーパー定期(6ヵ月もの)の店頭表示利率	預入期間に応じた当金庫所定の利率													
300万円以上	スーパー定期300(6ヵ月もの)の店頭表示利率	預入期間に応じた当金庫所定の利率													
1000万円以上	大口定期(6ヵ月もの)の店頭表示利率	預入期間に応じた当金庫所定の利率													
(2) 利払方法	・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。														
(3) 計算方法	・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。 ・ 中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率または変更後の利率×70％）により計算します。														
税 金	・ 個人の方の利息には20％(国税15％、地方税5％)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315％(国税15.315％、地方税5％)の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。														
手 数 料	・ 不要です。														
付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5％上乗せした利率) ・ 個人はマル優の取扱いができます。														
中途解約時の 取扱方法	・ 満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表(「定期預金の中途解約利率一覧」表)の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について別表の預入期間に応じた中途解約利率によって計算した利息の合計額(中途解約利息)をお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。														
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。														
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置…東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。														
その他参考 となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。														

萩山口信用金庫